

議案第65号

富士見市後期高齢者医療に関する条例及び富士見市債権管理条例の一部  
を改正する条例の制定について

富士見市後期高齢者医療に関する条例（平成20年条例第5号）及び富士見市債権  
管理条例（平成29年条例第13号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和2年9月1日提出

富士見市長 星野光弘

提案理由

地方税法の一部改正等に伴い、富士見市後期高齢者医療に関する条例及び富士見市  
債権管理条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定によ  
り、この案を提出します。

富士見市後期高齢者医療に関する条例及び富士見市債権管理条例の一部  
を改正する条例

(富士見市後期高齢者医療に関する条例の一部改正)

第1条 富士見市後期高齢者医療に関する条例（平成20年条例第5号）の一部を次のように改正する。

附則第2条中「特例基準割合（当該年の前年に）」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（）」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。）」に改め、「（以下この条において「特例基準割合適用年」という。）」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に、「に割合」を「の割合」に改める。

(富士見市債権管理条例の一部改正)

第2条 富士見市債権管理条例（平成29年条例第13号）の一部を次のように改正する。

附則第3項中「特例基準割合（当該年の前年に）」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（）」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。）」に改め、「（以下この項において「特例基準割合適用年」という。）」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 第1条の規定による改正後の富士見市後期高齢者医療に関する条例附則第2条の規定及び第2条の規定による改正後の富士見市債権管理条例附則第3項の規定は、令和3年1月1日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。